

【労務】平成 29 年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました

厚生労働省は、平成 29 年度の「過労死等（※ 1）の労災補償状況」を公表しています。厚生労働省では、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、平成 14 年から、労災請求件数や「業務上疾病」と認定し、労災保険給付を決定した支給決定件数（※ 2）などを年 1 回、取りまとめています。なお、今回は、過去 4 年間分の裁量労働制対象者に関する決定件数などについても取りまとめました。

（※ 1）「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第 2 条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

（※ 2）支給決定件数は、平成 29 年度中に「業務上」と認定した件数で、平成 29 年度以前に請求があったものを含みます。

【ポイント】

1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

（1）請求件数は 840 件で、前年度比 15 件の増。

（2）支給決定件数は 253 件で前年度比 7 件の減となり、うち死亡件数は前年度比 15 件減の 92 件。

（3）業種別（大分類）では、請求件数は「運輸業、郵便業」188 件、「卸売業、小売業」115 件、「建設業」112 件の順で多く、支給決定件数は「運輸業、郵便業」99 件、「卸売業、小売業」35 件、「宿泊業、飲食サービス業」28 件の順に多い。業種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」145 件、85 件が最多。

（4）職種別（大分類）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」169 件、「専門的・技術的職業従事者」と「販売従事者」98 件の順で多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」89 件、「サービス職業従事者」36 件、「販売従事者」29 件の順に多い。職種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」164 件、89 件が最多。

（5）年齢別では、請求件数は「50～59 歳」290 件、「60 歳以上」239 件、「40～49 歳」230 件の順で多く、支給決定件数は「40～49 歳」と「50～59 歳」97 件、「60 歳以上」32 件の順に多い。

（6）時間外労働時間別（1 か月または 2～6 か月における 1 か月平均）支給決定件数は、「評価期間 1 か月」では「100 時間以上～120 時間未満」42 件が最も多い。また、「評価期間 2～6 か月における 1 か月平均」では「80 時間以上～100 時間未満」96 件が最も多い。

2 精神障害に関する事案の労災補償状況

（1）請求件数は 1,732 件で前年度比 146 件の増となり、うち未遂を含む自殺件数は前年度比 23 件増の 221 件。

（2）支給決定件数は 506 件で前年度比 8 件の増となり、うち未遂を含む自殺の件数は前年度比 14 件増の 98 件。

（3）業種別（大分類）では、請求件数は「医療、福祉」313 件、「製造業」308 件、「卸売業、小売業」232 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」87 件、「医療、福祉」82 件、「卸売業、小売業」65 件の順に多い。業種別（中分類）では、請求件数は、業種別（大分類）の「医療、福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」174 件、支給決定件数は、業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」45 件が最多。

（4）職種別（大分類）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」429 件、「事務従事者」329 件、「販売従事者」225 件の順に多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」130 件、「サービス職業従事者」70 件、「事務従事者」66 件の順に多い。職種別（中分類）では、請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「事務従事者」のうち「一般事務従事者」222 件、48 件が最多。

（5）年齢別では、請求件数は「40～49 歳」522 件、「30～39 歳」446 件、「20～29 歳」363 件、支給決定件数は「40～49 歳」158 件、「30～39 歳」131 件、「20～29 歳」114 件の順に多い。

（6）時間外労働時間別（1 か月平均）支給決定件数は、「20 時間未満」が 75 件で最も多く、「160 時間以上」が 49 件であった。

（7）出来事（※）別の支給決定件数は、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」88 件、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」64 件の順に多い。

※「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。

3 裁量労働制対象者に関する労災補償状況

平成 29 年度の裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は 4 件で、すべて専門業務型裁量労働制対象者に関する支給決定です。また、精神障害の支給決定件数は 10 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に関する支給決定が 8 件、企画業務型裁量労働制対象者に関する支給決定が 2 件でした。